

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二條第一項第二号の經濟産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（令和二年財務省、經濟産業省令第七号）

施行 令和二年十月一日

地域經濟牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二條第一項第二号の經濟産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項に規定する銀行（外国において支店その他の營業所を設置しているものに限る。）

二 外国の法令に準拠して外国において銀行法第二條第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四條第五項に規定する銀行等を除く。）

三 外国の政府、政府機關又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四 農林中央金庫

五 株式会社商工組合中央金庫

附 則

この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。